①　プラスチック回収・再商品化の推進

＜政策説明＞

「プラスチックの回収・再商品化の推進に向けた環境省の政策について」

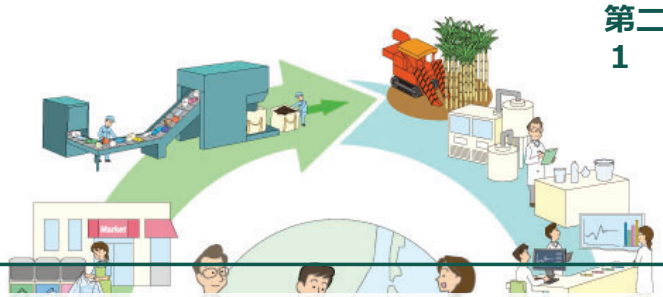
環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課

容器包装・プラスチック資源循環室　橋本 卓磨

環境省
Ministry of the Environment

第二部　個別テーマセッション
1　プラ回収・再商品化の推進



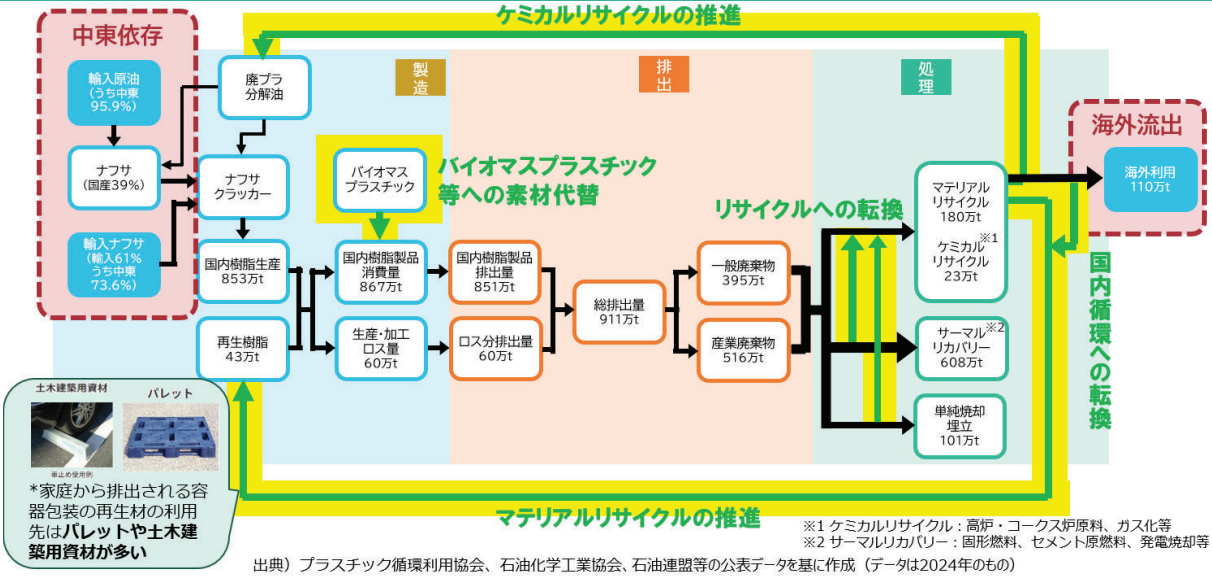
プラスチックの回収・再商品化の推進に向けた環境省の政策について

2026年11月17日
環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

プラスチック資源循環の方向性

■ プラスチックの基になる原油やナフサは、**海外からの輸入に依存**。また、プラスチックごみは**78%が焼却・埋立処理**されており、リサイクルされたプラスチック材のうち**7割が海外に輸出**されている。

■ 排出されたプラスチックを再生樹脂として活用する**マテリアルリサイクル**やナフサ相当に戻す油化等の**ケミカルリサイクル**を推進し、**国内循環に転換**するとともに、ワンウェイプラの削減や**バイオマスプラスチック等への素材代替**により、プラスチック資源循環を進めることが重要。



※1 ケミカルリサイクル：高炉・コークス炉原料、ガス化等
※2 サーマルリカバリー：固形燃料、セメント原燃料、発電焼却等

出典）プラスチック循環利用協会、石油化学工業協会、石油連盟等の公表データを基に作成（データは2024年のもの）

プラスチック資源循環戦略について

■ プラスチック資源循環戦略を2019年5月に策定。3R+Renewableの基本原則の下、6つのマイルストーンを掲げプラスチックの資源循環に向けた取組を推進してきた。

■ R8年度：プラスチック資源循環戦略のマイルストーンについて、現時点で把握できるデータを基に進捗を整理。進展が見られる項目がある一方、とりわけリユース・リサイクル、再生利用及びバイオマスプラスチック導入に関するマイルストーンについては、更なる施策の強化が求められる。

重点戦略　**基本原則：「3R+Renewable」**

リデュース等	➢ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ➢石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	➢プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢漁具等の陸域回収徹底 ➢連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材バイオプラ	➢利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ➢需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ➢循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ➢可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ➢ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理　➢マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ➢海岸漂着物等の回収処理　➢代替イノベーションの推進 ➢海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
国際展開	➢ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
基盤整備	➢社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）　➢資源循環関連産業の振興 ➢技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）　➢情報基盤（ＥＳＧ投資、エシカル消費） ➢調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）　➢海外展開基盤 ➢連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）

【マイルストーン】

<リデュース>
①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>
②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>
⑤2030年までに再生利用を倍増
⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

区分	マイルストーン	参照データ例
リデュース	**2030年までにワンウェイプラスチック（容器包装等）を累積25%排出抑制** 【今回の確認方法】容器包装等の排出量の累積削減率。循環型社会形成推進基本法が制定された2000年と比較して、同年からの削減割合で評価する。一般社団法人プラスチック循環利用協会（プラ循協）のデータを基に算出。	**プラ容器包装 ⇒20.2%（2024年）** 【現状】プラ循協データでは、包装・容器/コンテナ類の排出量は2000年451万t→2024年360万tで20.2%削減。 20.2%　2030年 25%
リユース・リサイクル	**2025年までに製品デザインをリユース・リサイクル（難しい場合は熱回収）可能に** 【確認方法】製品デザインに関するアンケート調査による把握。2024年度までに環境省・経産省のヒアリング調査で9業界がガイドライン策定済。環境省・経済産業省連名で業界団体（56団体／送付先1266社）へ実施。（回答期間：2025年6月～7月）	**対応事業者の割合（n=361、2025年）⇒87%** 【現状】有効回答361社をn値として、リユース・リサイクル（難しい場合は熱回収）可能とした事業者は87%。 87%　2025年 100%
	2030年までに容器包装の６割をリユース・リサイクル 【確認方法】容器包装等のリサイクル率（%）。プラ製容器包装のリサイクル率を算出。	**プラ容器包装リサイクル率⇒34.4%（2024年）** 【現状】プラ循協データで2024年実績は34.4%（(マテリサ76万t＋ケミリサ22万t)／廃プラ一般系295万t）。 34.4%　2030年 60%
	2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 【確認方法】使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率（%）。埋立・単純焼却を除く有効利用率を算出・評価。	**プラ全体⇒89%（2024年）** 【現状】プラ循協データで埋立・単純焼却を除く有効利用率は2024年実績で89%。直近5年はほぼ横ばいの状況。 89%　2035年 100%
再生利用・バイオマス	**2030年までに再生利用を倍増（2030年度：10%）** 【確認方法】再生材利用率＝（再生樹脂投入量）／（国内樹脂製品消費量＋加工ロス量）。2016年実績5%を基に、その倍を目安として該当年度の算出・評価をする。	**再生利用率⇒4.6%（2024年）** 【現状】プラ循協データでは2016年実績は5%、これを倍増とすると10%。2024年実績は4.6%にとどまる。 4.6%　2030年 10%
	2030年までにバイオマスプラスチック類を約200万t導入 【確認方法】バイオプラスチック類の製品重量（万トン）。温暖化対策計画での進捗確認。一般社団法人日本有機資源協会及び日本バイオプラスチック協会データを基に算出。	**導入量⇒21万t（2024年）** 【現状】2023年実績は17.7万t。2019～2023年の4年間で約10万tの増の21万トンにとどまる。 21万t　2030年 200万t

出典）中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議 （第 12 回） 資料３

プラスチックの資源循環促進に向けたタスクフォースの設置

■ プラ戦略の進捗状況を踏まえ、今後の課題領域として、**「設計」「排出・回収・処理」「需要・価値創出」**の3つの柱に集約。

■ 各課題に対応する**3つのタスクフォースを設置**し、**他の制度・プラットフォームで検討されている内容と重複・齟齬がないような検討事項を設定**し、重点的な検討を行うこととしたい。

	マイルストーン
MS①	2030年までにワンウェイプラスチック（容器包装等）を累積25%排出抑制
MS②	2025年製品デザインをリユース・リサイクル可能　事業者100%
MS③	2030年までに容器包装の６割をリユース・リサイクル
MS④	2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用
MS⑤	2030年までに再生利用を倍増
MS⑥	2030年までにバイオマスプラスチック類を約200万t導入

課題領域	TF	主な検討事項
設計	TF１ 持続可能な容器包装設計	• 循環性設計の在り方の検討 • リサイクル阻害要因となる素材・成分・形態の整理 • 循環性設計の普及・高度化方策の検討
排出・回収・処理	TF２ プラスチック資源徹底回収・サプライチェーンの最適化	• プラ資源の回収量拡大 • リサイクルポテンシャルの高い製品類型・業態の整理 • 回収・選別・リサイクルのシステム高度化に向けた課題整理 • 優良事例の整理・横展開方策
需要・価値創出	TF３ 再生・バイオプラスチックの価値創出	• 再生材・バイオプラの利用拡大に向けた検討 • 環境価値の見える化（GHG削減効果の評価手法の整理、クレジット化等の価値創出方策の検討） • マスバランス方式等による価値表示の在り方の整理 • プラスチック資源循環の進捗を評価する指標及びモニタリング手法の検討

出典）中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議 （第 12 回） 資料４

TF1：持続可能な容器包装設計の実装に向けた進め方

2026	STEP1	阻害要因の整理	● 再資源化・容器包装製造における阻害要因は何か、その値はどの程度か 例）塩素等が一定濃度以上でリサイクルプラントに投入困難	TF1 第1回（9月）
	STEP2	阻害要因の原因特定	● 阻害要因の原因がプラスチック容器包装にどう使われているか、その量（組成）はどの程度か 例）PVC・PVDC、塩素含有のインク由来の可能性が高い	TF1 第2回（1月頃）
	STEP3	阻害要因の改善による影響度把握と改善方法の整理	● 優先すべき阻害要因の改善方法の整理と、改善によってどの程度の効果が期待できるか（サプライチェーン全体で）	次年度以降
2027	STEP4	改善方法の導入方法と効果の検討・検証	● 改善方法の導入可能性（コスト、技術、導入期間等）と効果を整理	
	STEP5	設計段階で対応すべき事項の整理	● 検証結果を踏まえて設計段階で対応すべき事項を整理	
	STEP6	環境配慮設計ガイドライン等の作成	● 環境配慮設計ガイドライン等の作成、運用方法（制度的対応含む）の検討	
2028以降	循環性を考慮した環境配慮設計の運用開始			

出典）持続可能な容器包装設計タスクフォース（TF1）第1回 資料３

TF1：阻害要因の原因特定と改善方法の整理に向けた方針

■ 今後のTF1における容器包装プラスチックの資源循環阻害要因の原因特定と改善方法の整理
- ➢ 阻害要因を改善するための対応策とその評価（コスト、リスク、期間など）について動脈側及び静脈側の事業者にヒアリングを実施する
- ➢ 実施結果から整理表を作成し、TF1で対象とする環境配慮設計上、対策を優先すべき阻害要因について決定する

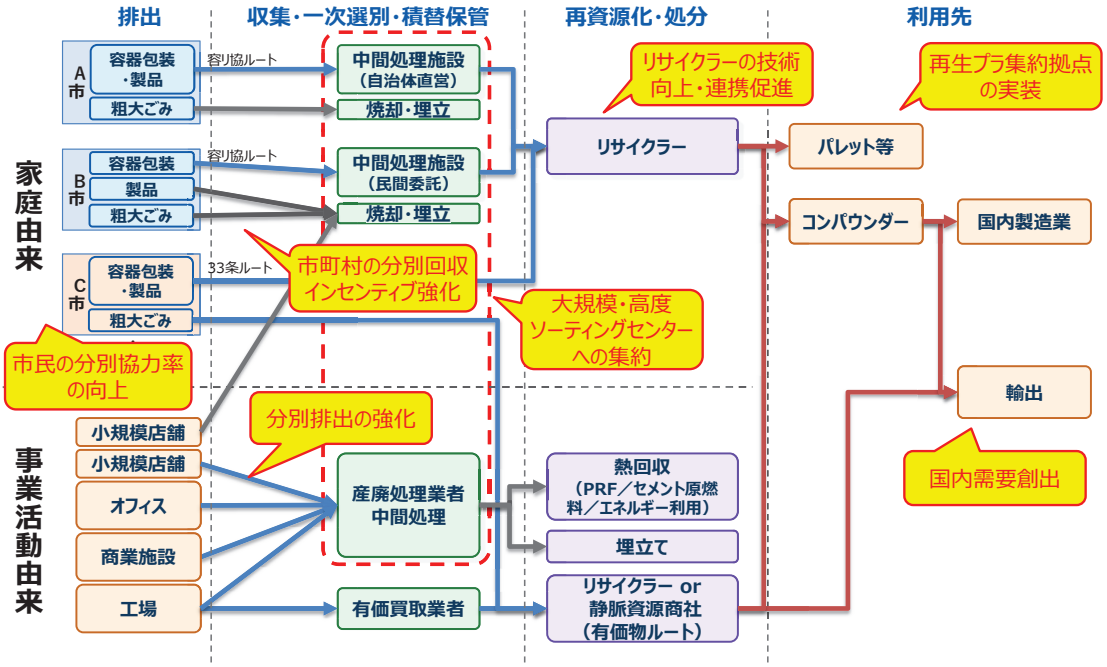
表　国内容器包装プラスチックの資源循環阻害要因の原因特定と改善方法の整理表（イメージ）

分類	阻害要因	具体例	手法	主な原因			動脈側		静脈側	
				工程で生じる影響	動脈側で使用する背景（なぜ使うか）	静脈側で除去が難しい理由（なぜ残るか）	対応策	対応策の評価（コスト・リスク・期間など）	対応策	対応策の評価（コスト・リスク・期間など）
樹脂・化学組成	塩素系樹脂	PVC,PVDC	MR	加熱時に塩素成分が品質劣化・設備腐食を招く	バリア性・保存性の確保のため使用	多層・接着により物理的な分離が困難 材料・成分情報が選別側に伝わりにくい	容器あたりの塩素濃度を○○ppm以下にするよう業界での規格化	コスト：高 リスク：包装材性能や生産性への影響 期間：中～長期	リサイクル工程での脱塩素設備の導入 塩素系樹脂の選択的な選別設備の導入	コスト：高 リスク：エネルギーコストの増加、残渣増加 期間：中期
			CR（油化）	塩素分が生成油品質を低下させ、腐食・触媒毒を招く	バリア材・インク・接着剤等に使用	原料段階での完全除去が困難 構成・含有情報の不足	非塩素系材料への代替、含有量の低減、製品構成情報の開示	コスト：高 リスク：包装材性能や生産性への影響 期間：中～長期	リサイクル工程での脱塩素設備の導入 塩素系樹脂の選択的な選別設備の導入	コスト：高 リスク：エネルギーコストの増加、残渣増加 期間：中期
	窒素系樹脂	バリア材、ナイロン等	MR							
			CR（油化）							
	PET	PETを含む複合樹脂	MR							
			CR（油化）							
複合構造・異素材	複合・多層樹脂	複数の樹脂を含む多層フィルム	MR							
			CR（油化）							
	紙・セルロース	紙ラベル、紙ラミネート、複合容器	MR							
			CR（油化）							

✓ 更なる事業者へのヒアリングによって阻害要因への対応策と対応策に対する評価を表に整理する
✓ 整理した結果からTF1で対象とする環境配慮設計上の対策優先度を決定する

出典）持続可能な容器包装設計タスクフォース（TF1）第1回 資料４

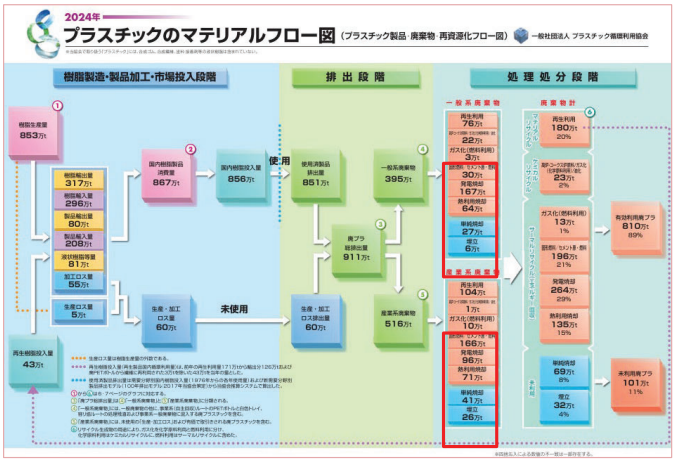
TF2：プラスチック資源の回収・再資源化フローと論点



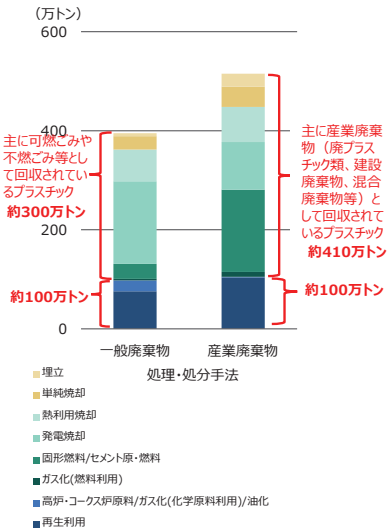
出典）プラスチック資源徹底回収・サプライチェーンの最適化タスクフォース（TF2） 第1回 資料５

TF2：プラスチックのマテリアルフローと再資源化の余地

■ 家庭由来・事業活動由来の双方において、既存のリサイクルルート外で回収・処理される廃プラスチックが一定量存在する。これらはサーマルリサイクルや単純焼却等に回る割合が比較的高く、再資源化の余地が残されていると推測される。



赤枠：
既存リサイクルルート外で回収・処理され、再資源化の余地が残されていると推測される。

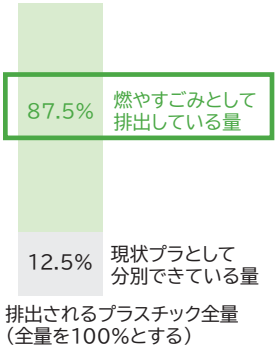


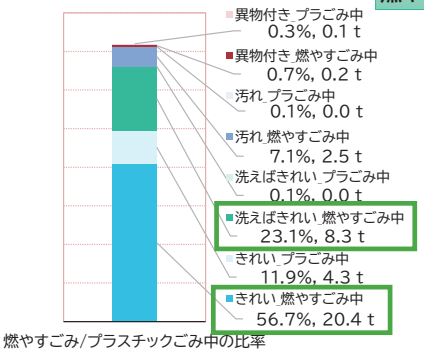
（出所）一般社団法人プラスチック循環利用協会ウェブサイト、2024年プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図、
https://www.pwmi.or.jp/pdf/panf2.pdf（閲覧日：2026年8月18日） をもとに三菱総合研究所赤枠・赤線加筆

（参考）家庭系廃プラスチックの回収ポテンシャル

市町村回収ごみの組成調査結果@富山市（R7年度事業）

きれいなプラの80%は
燃やすごみに出されている






きれいなプラ容器包装
（フィルム）


きれいなプラ容器包装
（ボトル）


洗えばきれいなプラ容器包装
（フィルム）


汚いプラ容器包装
（フィルム）

TF3：再生プラスチック・バイオマスプラスチックの価値創出

■ 本TFにおいては、再生プラスチック・バイオマスプラスチックの価値創出に向けた検討として、化石資源由来のバージンプラスチックとの価格差を埋める対策、関係者理解の促進に向けた対策を中心に検討。

対応の方向性（案）			対応の具体的なイメージ	
共通		**価格差縮小**	化石資源由来のバージンプラスチックの価格を上げる 再生プラスチック・バイオマスプラスチックの価格を下げる	原料ナフサへの炭素税の導入 Eco-modulation（拡大生産者責任） プラスチック税 価格差支援 クレジットの活用
		関係者理解の促進	意義の理解・周知	
個別	再生プラスチック	品質の確保 供給量の確保	TF1、2で一部検討	
	バイオマスプラスチック	国産原料の確保 持続可能性の担保	（バイオプラスチック導入ロードマップでも課題とされており、継続的な検討が必要）	

（参考）EUにおける再生プラスチック・バイオマスプラスチックの規制

■ EUのプラスチック関連規則（PPWR、ELVR）では、再生プラスチックの含有率目標が定められている。バイオマスプラスチックについても、評価のための期間を定めた上で、適切と評価された場合は目標を新たに定めることとされている。

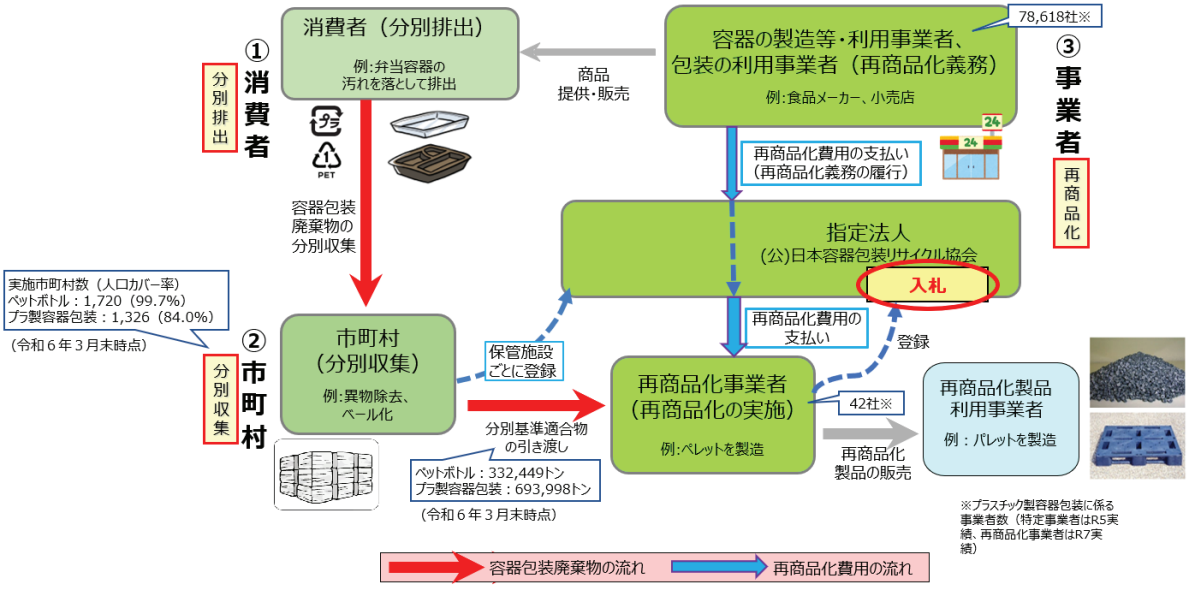
	再生プラスチック	バイオマスプラスチック
PPWR **包装・包装廃棄物規則**	• 市場投入される容器包装について、消費者使用後のプラスチック廃棄物由来の再生プラスチックを含有する義務が課される。 対象 / 2030年以降* / 2040年以降 使い捨て飲料用ボトルを除く、PETを主成分とする接触用途の容器包装 / 30% / 50% PET以外のプラスチックから製造された接触用途の容器包装（除く飲料ボトル） / 10% / 25% 使い捨てプラスチック製飲料ボトル / 30% / 65% 上記以外のプラスチック製容器包装 / 35% / 65%	• 2028年2月12日までにバイオマスプラスチック製容器包装の技術開発状況及び環境性能のレビューを実施する。 • 適切な場合、プラスチック製容器包装にバイオマス原料の使用を増やすための目標、バイオマス原料の持続可能性要件、接触用途へのバイオマスプラスチック活用等の立法を提案する。
ELVR **自動車設計・廃自動車規則**	• 型式認定を受ける新車両型式について、消費者使用後のプラスチック廃棄物由来の再生プラスチック、および廃自動車または廃部品由来の再生プラスチックを含む義務が課される。 再生プラの由来 / 2032年9月以降 / 2036年9月以降 消費者使用後のプラスチック廃棄物由来 / 15% / 25% （うち、廃自動車または廃部品由来） / 20%（全体の3%） / 20%（全体の5%）	• 2033年末までに新車におけるバイオマスプラスチックの技術開発状況、環境性能、経済性能及び入手可能性のレビューを実施する。 • 適切な場合、車両に使用されるプラスチック中のバイオマス原料の使用を増やすための目標、バイオマス原料の持続可能性要件、再生プラスチック最低含有率目標への組み合わせ等の立法を提案する。

*2030年1月1日又は再生材含有率の算定方法に関する実施法の発効日から3年後のいずれか遅い日

（出典）European Commission, http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj European Commission, http://data.europa.eu/eli/reg/2026/1738/oj

容器包装リサイクル法について

■ 容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装は家庭から分別して排出され、市町村が収集したプラスチック製容器包装は、特定事業者（容器包装の製造・利用事業者）の費用負担でリサイクルされている。
■ 指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施。



容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績(令和６年度)

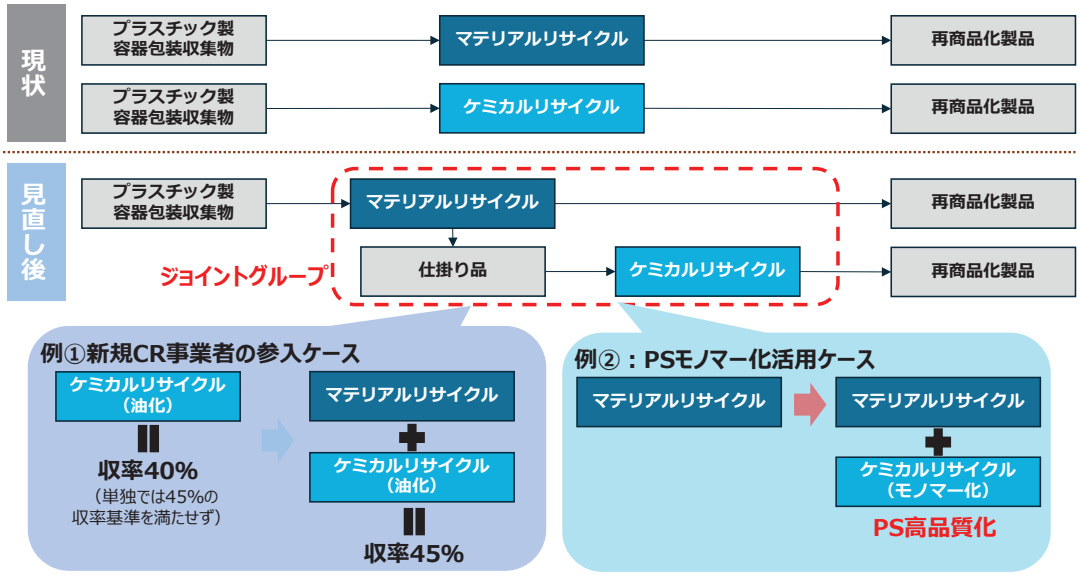
■ 容器包装リサイクル法における市区町村の分別収集の実績では、ペットボトルの実績市区町村の割合が99.0%と高い。
一方、プラスチック容器包装は、77.5%。

品目名	分別収集量*1		年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量（トン）*1	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集見込量（トン）*1、*2	年間分別収集量（トン）*1		実施市町村数*3	全市町村*4に対する実施率（%）	人口カバー率（%）
無色のガラス製容器	260,801	226,179	220,155	1,655	95.1	98.2
茶色のガラス製容器	207,597	186,752	179,939	1,667	95.7	98.3
その他の色のガラス製容器	197,120	204,801	168,776	1,696	97.4	98.7
紙製容器包装	83,403	81,757	78,090	664	38.1	39.4
ペットボトル	340,111	360,498	335,490	1,723	99	99.7
プラスチック製容器包装	769,831	767,595	694,620	1,349	77.5	86
（うち白色トレイのみ）*5	5,228	1,319	1,233	441	25.3	19.2
スチール製容器	138,458	106,370	102,089	1,673	96.1	96.3
アルミ製容器	160,426	136,729	130,987	1,684	96.7	96.7
段ボール製容器	768,028	603,966	600,859	1,618	92.9	92.7
飲料用紙製容器	14,532	9,208	9,051	1,299	74.6	85.3
合計	2,940,307	2,683,855	2,520,056	-	-	-

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
*1 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量には市町村独自処理量が含まれる。
*2 年間分別収集見込量は第９期分別収集計画計画策定時のもの。
*3 実施市町村は令和７年３月末時点の数値。
*4 令和７年３月末時点での全市町村数は1,741（東京23区を含む）。
*5 「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。

高品質化に向けた容り法入札制度見直し：マテ×ケミのジョイントグループ

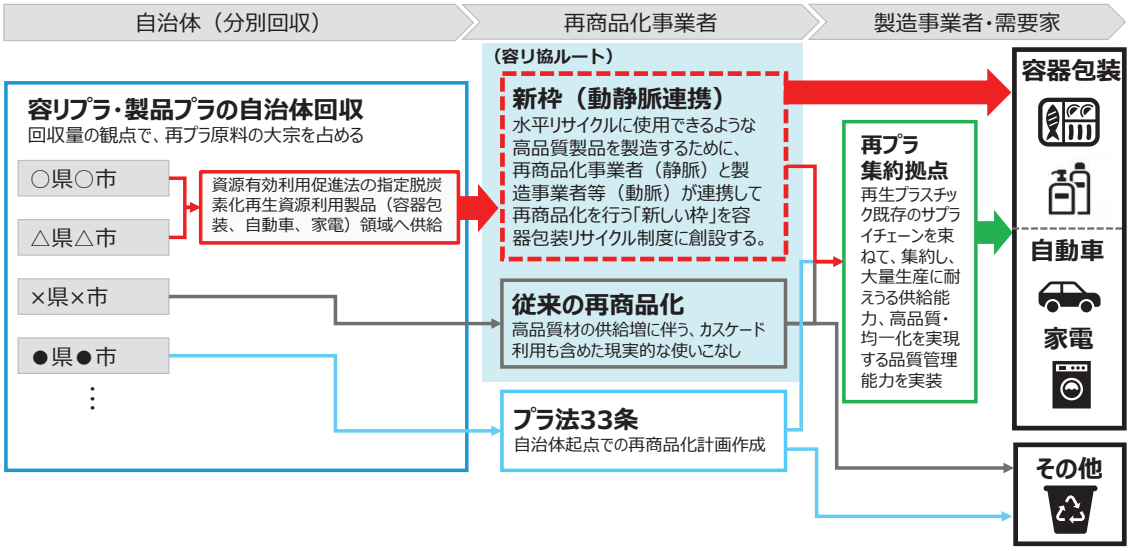
■ 今後、容り法における再商品化の更なる高度化を目指すに当たり、例えば油化ケミカルリサイクルを活用することも１つの手段であるが、当該事業者によっては単独での収率が基準を満たさないケースも想定されることから、**マテリアルリサイクル事業者とケミカルリサイクル事業者がジョイントグループを組んで入札に参加できる仕組みを創設**すべく議論中。令和８年度中に**モデル事業を実施し、案件形成を促進**。



高品質化に向けた容リ法入札制度見直し：動静脈連携を促す新枠の創設

環境省

■ 現状、容器包装リサイクル法に基づいて材料リサイクルされた製品の用途は、**パレットや建築資材等への再資源化に留まっている**が、国内主要産業における再生材利用へのニーズの高まりを受けて、**更なる高度化が必要**
■ 指定法人の入札において、従来の「材料リサイクル優先枠」「一般枠」に**優先して落札できる新枠（動静脈連携を促す枠）を令和10年度入札から創設**すべく議論中



プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

第２０４回通常国会で成立
令和３年６月11日公布
令和４年４月１日施行

環境省

■ R4年：プラスチック資源循環戦略の施策の一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化　等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】
- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
  - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**　を行う。


<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】
- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準を策定**する。
  - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。


<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】
- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。


<プラスチック資源の例>

【製造・販売事業者等による自主回収】
- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



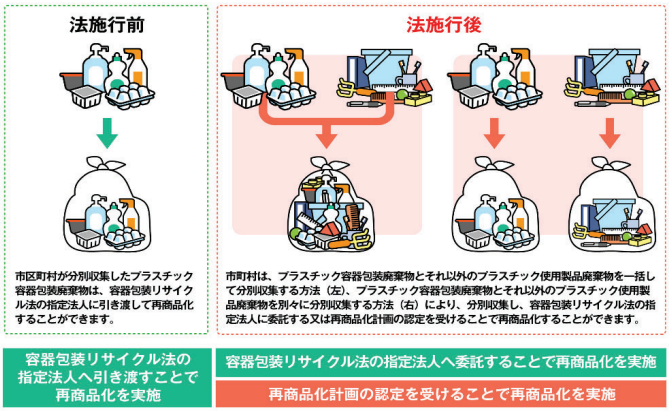
<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】
- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準を策定**する。
  - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

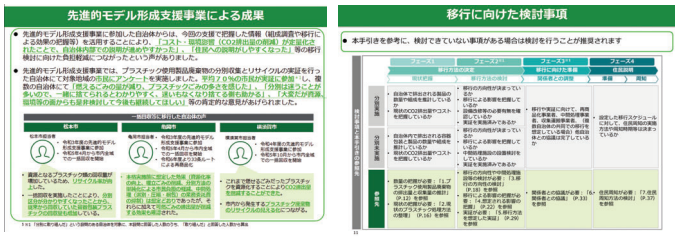
資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

（プラ法概要）市区町村の回収･リサイクル

- 地方自治体（市区町村）は、**プラスチック製容器包装と製品プラスチックの両方を分別回収・リサイクル**することが求められます。
- ①容器包装リサイクル協会に容器包装・製品まとめて引き渡してリサイクルする、②大臣認定の下リサイクル事業者と連携して一気通貫でリサイクルを行う、のいずれかを選択できます。
- 製品プラスチックの分別収集・リサイクルに要する費用の約半分を**特別交付税**で支援します。
- 自治体のごみ処理を支援する**循環型社会形成推進交付金の要件**としては、容器包装・製品両方のプラスチック資源を全域で分別収集・リサイクルするために必要な措置を講じていることが必要です。
- 製品プラスチックも含めた分別収集を新たに進めるための**手引き**を作成しましたので、御参照ください。
（環境省ＨＰ：https://www.env.go.jp/content/000227719.pdf）

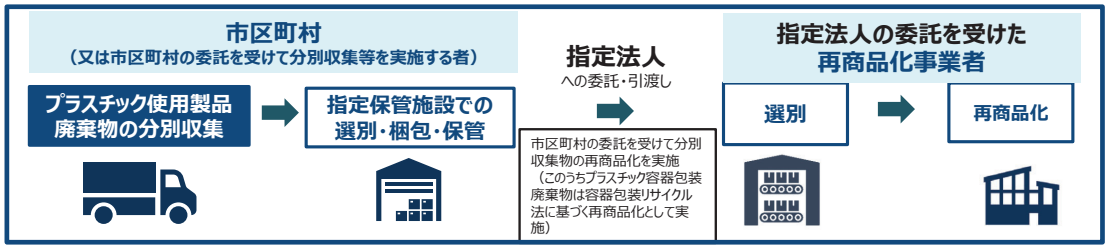


プラスチック資源循環に関する一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引き



【参考】プラスチック資源循環法に基づく再商品化の２つの方法について

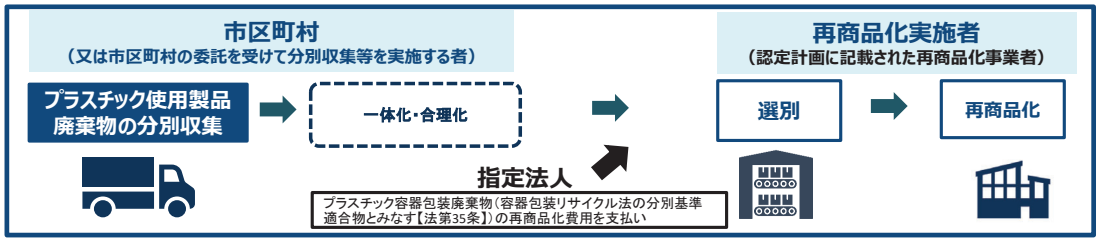
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する自治体数及び量①

■ プラ法に基づいて製品プラスチックを含めてプラスチック資源を分別収集する自治体数は**315（人口カバー率33.3%）**
- 一括回収して指定法人に引き渡しを行う自治体：**246**
- 再商品化計画の認定を取得して、契約する再商品化事業者に引き渡しを行う自治体：**79**

＜令和８年度末までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する自治体数及び量＞

都道府県	自治体数	数量（ﾄﾝ）
北海道	13	3,343.8
青森県	8	359.64
岩手県	5	323
宮城県	25	5,122.97
福島県	22	1,835.68
茨城県	3	618
栃木県	4	2347.5
群馬県	12	1,883.51
埼玉県	9	8,665.61
千葉県	6	3,755.7
東京都	21	48,109
神奈川県	6	78,702.84
石川県	1	3,472.09
福井県	3	2,674.44
長野県	41	1,2718.4

都道府県	自治体数	数量（ﾄﾝ）
岐阜県	2	19
静岡県	5	3,640.88
愛知県	18	36,271.99
三重県	4	1,200
京都府	6	14,173
大阪府	1	19,695
兵庫県	4	969
和歌山県	3	1,354
岡山県	11	7,042.36
広島県	2	839
山口県	1	68.42
香川県	1	34
福岡県	4	706
熊本県	1	250
鹿児島県	4	1,497.76
合計	246	261,693

※指定法人への引き渡しと再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを同時に行う自治体は**10**。
※指定法人への引き渡しまたは再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを令和8年度末までに開始する自治体のうち、令和8年4月時点で未実施の自治体は**14**。
※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が０の都道府県は表示していない。
※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。
※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照（https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf）

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量②

＜プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体①＞

市町村名（認定日）	計画期間	量(ﾄﾝ/年)
宮城県仙台市（R4.9.30）	R5.4.1～R8.3.31～（3年間）	14,560
愛知県安城市（R4.12.19）	R6.1.1～R8.3.31～（2年3か月）	1,424
神奈川県横須賀市（R4.12.19）	R5.4.1～R8.3.31～（3年間）	4,186
富山県高岡市（R5.11.30）	**R6.10.1～R9.3.31～（2年6か月）**	**4,608**
富山地区広域圏事務組合（R5.11.30）	**R6.4.1～R9.3.31～（3年間）**	**6,735**
京都府亀岡市（R5.11.30）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	2,664
砺波広域圏事務組合（R5.11.30）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	1,229
岐阜県輪之内町（R5.11.30）	**R6.4.1～R9.3.31～（3年間）**	**65**
東京都新宿区（R6.3.6）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	1,892
愛知県岡崎市（R6.3.6）	**R6.4.1～R9.3.31～（3年間）**	**2,430**
岩手県岩手町（R6.3.6）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	54
福岡県北九州市（R6.3.27）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	134
三重県菰野町（R6.3.29）	**R6.4.1～R9.3.31～（3年間）**	**10**
大阪府堺市（R6.3.29）	R6.4.1～R9.3.31～（3年間）	4,420
京都府京都市（R6.4.26）	R6.4.26～R9.3.31～（2年11か月）	8,100
三重県津市（R6.5.30）	**R6.6.1～R9.3.31～（2年10か月）**	**1,495**
佐賀県江北町（R6.9.24）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	29
岐阜県羽島市（R6.9.26）	**R6.10.1～R9.3.31～（2年6か月）**	**147**
富山県射水市（R6.11.20）	**R7.4.1～R10.3.31～（3年間）**	**428**
鳥取県琴浦町（R6.11.20）	R7.10.1～R10.3.31～（2年6か月）	167
愛知県岩倉市（R6.11.28）	**R7.4.1～R10.3.31～（3年間）**	**896**
秋田県大仙市・秋田県美郷町（R6.11.29）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	143
長野県安曇野市（R6.11.29）	**R7.4.1～R10.3.31～（3年間）**	**572**
石川地方生活環境施設組合（R6.11.29）	**R7.4.1～R10.3.31～（3年間）**	**51**
神奈川県川崎市（R6.12.6）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	5,375
愛媛県西予市（R6.12.10）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	309
大阪府大阪市（R6.12.11）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	16,017
富山県小矢部市（R6.12.27）	R7.10.1～**R10.3.31～（2年6か月）**	**194**
神奈川県藤沢市（R7.1.6）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	1,209
東京都大田区（R7.3.14）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	4,875
岡山県岡山市（R7.3.24）	R7.4.1～R10.3.31～（3年間）	300

※うち堺市は容器包装のみ分別収集を実施
※灰色塗りの団体については計画終了(更新)済
※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態
※量（ﾄﾝ/年）：再商品化計画期間平均値

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量③

<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体②>

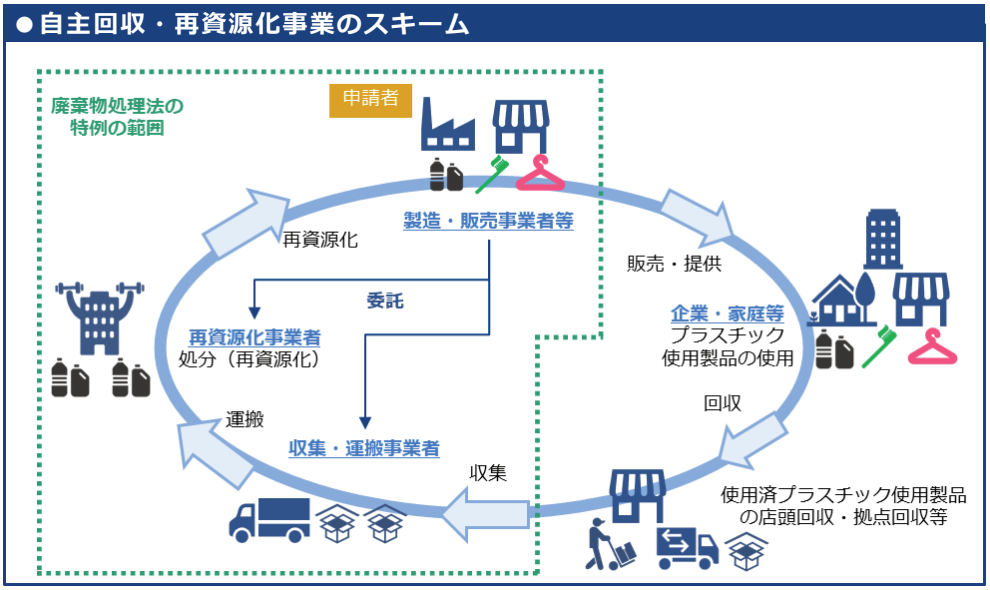
市町村名（認定日）	計画期間	量(ﾄﾝ/年)
静岡県伊豆市（R7.10.10）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	52
東京都墨田区（R7.10.20）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	2,015
東京都荒川区（R7.10.20）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	1,324
東京都練馬区（R7.10.20）	R8.10.1～R11.3.31（2年6か月）	5,856
静岡県菊川市（R7.10.31）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	438
宇和島地区広域事務組合（R7.10.29）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	32
広島県呉市（R7.10.29）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	1,900
兵庫県西宮市（R7.10.29）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	460
滋賀県甲賀市（R7.10.29）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	200
福岡県福岡市（R7.12.15）	R9.2.1～R12.1.31～（3年間）	25,000
大分県豊後大野市（R7.12.2）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	178
熊本県人吉市（R7.12.1）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	155
弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村（R7.12.15）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	1,109
京都府船井郡衛生管理組合（R7.10.29）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	460
泉北環境整備施設組合（R7.10.29）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	1,041
埼玉県志木地区衛生組合（R7.12.1）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	112
富山県新川広域圏事務組合（R7.12.1）	**R8.4.1～R11.3.31（3年間）**	**432**
岐阜県飛騨市（R7.12.1）	**R8.4.1～R11.3.31（3年間）**	**171**
静岡県清水町（R7.12.10）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	26
長崎県長崎市（R8.3.5）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	1,407
茨城県石岡市（R8.2.6）	R8.4.1～R11.3.31（3年間）	75
宮城県仙台市（更新）（R7.11.27）	R8.4.1～R11.3.31～（3年間）	14,560
愛知県安城市（更新）（R8.2.9）	**R8.4.1～R11.3.31～（3年間）**	**1,412**
神奈川県横須賀市（更新）（R7.10.23）	R8.4.1～R9.3.31～（1年間）	2,249
富山県広域圏事務組合（拡大）（R6.12.6）	**R8.4.1～R11.3.31～（3年間）**	**2,711**
三重県津市（更新）（R6.12.10）	**R8.4.1～R9.3.31～**（1年間）	**2,865**
合計	52(50)団体 自治体数：80(76)	115,803 (110,342)

※うち泉北環境整備施設組合は容器包装のみ分別収集を実施
※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態
※合計には終了済の計画は含めていない
※合計のうち括弧書きの数字は製品プラスチックを分別収集している計画のみを抽出したもの
※量（ﾄﾝ/年）：再商品化計画期間平均値

（プラ法概要）製造・販売事業者の自主回収・リサイクル

- 製造・販売事業者に対して、**自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクル**するよう求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、**計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度**がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、**容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。**

●自主回収・再資源化事業のスキーム



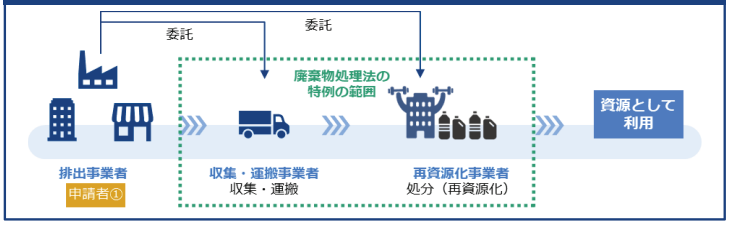
（プラ法概要）産廃プラのリデュース・リサイクル

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250ｔ以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

求められる対応

- ○排出の抑制・再資源化等の実施
- ○多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- ○排出事業者の情報の提供
- ○本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- ○教育訓練
- ○実施状況の把握・管理体制の整備
- ○関係者との連携

●申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



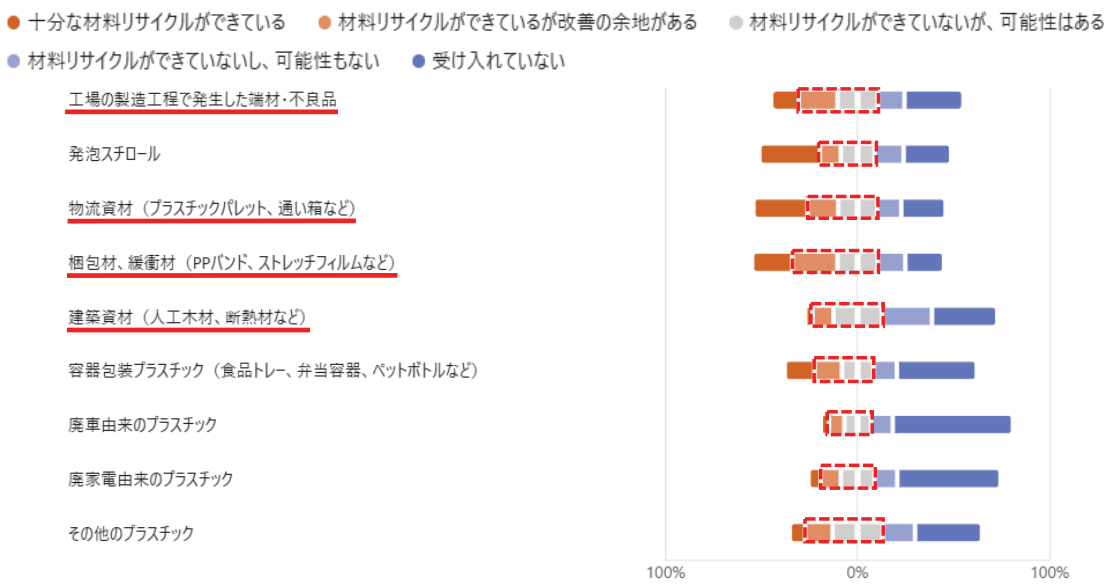
●申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



（参考）事業系廃プラスチックの回収ポテンシャル

＜産廃プラ中間処理事業者へのアンケート調査＞
調査期間：令和8年1月16日～2月20日、 調査対象：廃プラスチック類の中間処理業者：687社／回答数：230社

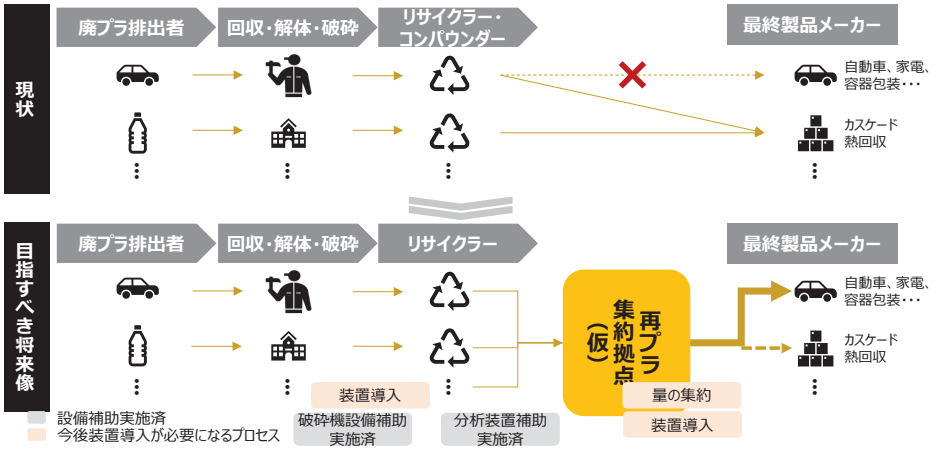
設問　貴社の中間処理において、以下の廃プラスチック類の材料リサイクルについて、最も近いものを選択してください。



サプライチェーン強靭化のための「再プラ集約拠点」の必要性

■ 現状の再プラ製造は、地域分散型で1社あたりの生産量が少なく、量の確保が不安定であることに加え、品質のばらつきが大きいことから、**自動車向け再プラ供給における供給能力・高品位を実現するサプライチェーンが多くは存在しない**。

■ 自動車向け再プラの供給能力を有し、サプライチェーンを強靭化する体制を構築するためには、地域に根差した適正処理のネットワークを活かし、**各リサイクラーで生産される再生プラスチックを全国何か所かで束ねる「再プラ集約拠点（仮）」が必要**ではないか。



現状の課題

- 調達する再プラ原料の量、質がばらつく
- 自動車適用のための品質検査コスト、品質向上コストが高い。地域分散による輸送コストが高い
- 長期且つ安定した量、質の再プラ供給に向けた在庫管理、品質保証コストが高い
- 再プラの需要が不透明であり、投資予見性がない

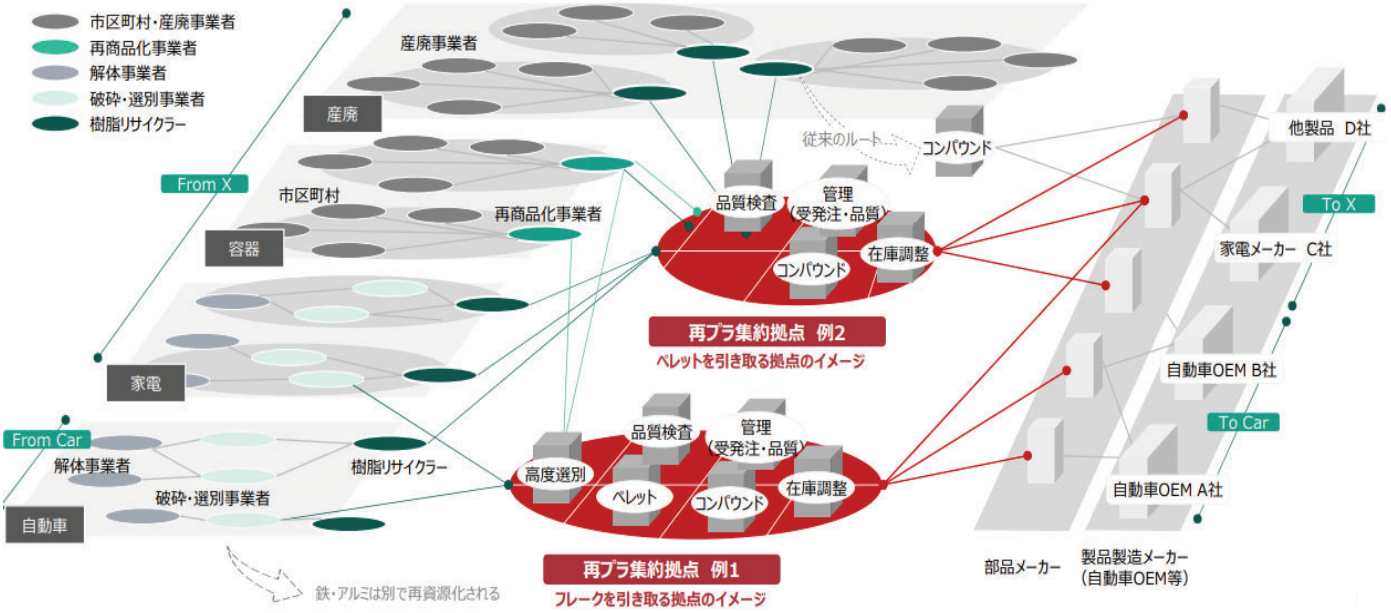
目指すべき将来像

- 各リサイクラーから多様な再プラを収集するため、量、質の安定化
- 再プラの取扱量が増えることで、単位あたりの検査コスト、品質向上コスト、輸送コストの低減
- ものづくり産業への安定供給体制（在庫管理、品質保証）の構築
- 自動車分野も含めた多様な最終製品メーカーへの供給

再プラ集約拠点の発展的対応

- 更なる高度選別やコンパウンドを行うことで世界最高水準の品質を担保
- 自動車産業等のニーズに沿った品質の再プラをタイムリーに供給することが可能

（参考）再生プラスチック集約拠点のイメージ



詳細情報 & 連絡先

- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト**（https://plastic-circulation.env.go.jp/）をご覧いただくとともに、お気軽に以下の担当まで御連絡ください。

プラスチックは、
えらんで
減らして
リサイクル



環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室
室長：金子
担当：朽網、園田、牧、関、岡林、長嶋、橋本(卓)、内田、瀬口、島居、
山口、磯部、橋本(隆)、梅田、皆川、高麗、中川、昌子、西田、小嶋
E-mail：plastic-circulation@env.go.jp
電話番号：03-5501-3153

Plastics Smart